

1 第45期鳥取県労働委員会委員名簿

(任期：H27.5.13～H29.5.12)

(平成28年1月1日現在)

区分	氏名	現職等	住所
公益委員	(会長) 濱田 由紀子	弁護士	倉吉市
	(会長代理) 三谷 裕次郎	弁護士	鳥取市
	吉谷 康子	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	鳥取市
	浦木 恵子	臨床心理士	鳥取市
	杉山 尊生	弁護士	米子市
労働者委員	池内 保子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	鳥取市
	安養寺 淑枝	(元)トミタ電機労働組合執行役員	鳥取市
	弘中 光典	UAゼンセン鳥取県支部長	鳥取市
	本川 博孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	倉吉市
	松崎 浩哉	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会 執行委員長	米子市
使用者委員	和田 好生	(元)鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	鳥取市
	稲井 幾子	株式会社いない取締役副社長	倉吉市
	江尻 敏美	共和水産株式会社相談役	境港市
	宮城 定幸	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥取市
	竹上 順子	株式会社インタープロス代表取締役	米子市

委員の異動

区分	氏名	任命年月日	退任年月日
公益	太田 正志	平成11年 3月27日	平成27年 5月12日
公益	石 黒 豊	平成21年 5月11日	平成27年 5月12日

公 益	浦 木 恵 子	平成27年 5月13日	
公 益	杉 山 尊 生	平成27年 5月13日	
労働者	小 椋 昌 美	平成23年 5月11日	平成27年 5月12日
労働者	五十嵐 美知義	平成23年 5月11日	平成27年 5月12日
労働者	弘 中 光 典	平成27年 5月13日	
労働者	松 崎 浩 哉	平成27年 5月13日	

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿（任期：H27.5.13～H29.5.12）

（平成28年1月1日現在）

氏 名	現 職 等	住 所	備 考
石 黒 豊	(元)鳥取県労働委員会委員 (元)鳥取県議会議員	境 港 市	
浦 木 恵 子	臨床心理士 鳥取県労働委員会公益委員	鳥 取 市	
太 田 正 志	(元)鳥取県労働委員会委員 弁護士	米 子 市	
河 本 充 弘	(元)鳥取県労働委員会委員 弁護士	鳥 取 市	
杉 山 尊 生	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員	米 子 市	
竹 本 英 雄	(元)鳥取県労働委員会事務局長	鳥 取 市	
長 井 い づ み	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	鳥 取 市	
濱 田 由 紀 子	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長)	倉 吉 市	
松 田 道 昭	(元)鳥取県労働委員会委員 (元)鳥取県議会議員	東 伯 郡	
三 谷 裕 次 郎	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長代理)	鳥 取 市	
吉 谷 康 子	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士 鳥取県労働委員会公益委員	鳥 取 市	
安 養 寺 淑 枝	(元)トミタ電機労働組合執行役員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
池 内 保 子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
田 中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	東 伯 郡	
弘 中 光 典	UAゼンセン鳥取県支部長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
松 崎 浩 哉	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会 執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	米 子 市	
本 川 博 孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県労働委員会労働者委員	倉 吉 市	
米 村 徹	情報産業労働組合連合会鳥取県協議会議長	鳥 取 市	
若 槻 千 鶴	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行委員	米 子 市	

氏 名	現 職 等	住 所	備 考
稲 井 幾 子	株式会社いない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉 吉 市	
江 尻 敏 美	共和水産株式会社相談役 鳥取県労働委員会使用者委員	境 港 市	
柴 田 耕 志	倉吉商工会議所事務局長	倉 吉 市	
竹 上 順 子	株式会社インタープロス代表取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	米 子 市	
松 本 順 次	米子商工会議所専務理事	米 子 市	
宮 城 定 幸	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥 取 市	
山 内 啓 介	鳥取商工会議所事務局長	鳥 取 市	
和 田 好 生	(元)鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥 取 市	
田 栗 正 之	鳥取県労働委員会事務局長	鳥 取 市	
佐々木 登 美 雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥 取 市	

※ 個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。

※ 事務局長、事務局次長の任期は在任期間。

あっせん員候補者の異動

氏 名	任命年月日	退任年月日
浦 木 恵 子	平成27年 5月13日	
杉 山 尊 生	平成27年 5月13日	
五十嵐 美知義	平成23年 5月11日	平成27年 5月12日
小 椋 昌 美	平成23年 5月11日	平成27年 5月12日
弘 中 光 典	平成27年 5月13日	
米 村 徹	平成27年 5月27日	

3 事務局職員名簿

(平成28年1月1日現在)

課・担当名		職名	氏名	発令年月日	備考
事務局 局長			田 栗 正 之	平成 26. 4. 1	
事務局次長兼審査調整課長			佐々木 登 美 雄	平成 23. 1. 1	
審 査 調 整 課	審査 担当	主 幹	山 添 久	平成 25. 4. 1	個別労使紛争解決促進担当兼務
		主 事	橋 本 諭	平成 25. 4. 1	個別労使紛争解決促進担当兼務 総務・調整担当兼務
	個別労使紛争 解決促進担当	主 幹	西 尾 孝 之	平成 23. 4. 1	総務・調整担当兼務
		副 主 幹	山 村 祐 里 枝	平成 24. 4. 1	総務・調整担当兼務
		主 事	宮 崎 友 紀 子	平成 24. 10. 1	総務・調整担当兼務
		主 事	新 石 知 花	平成 27. 4. 1	総務・調整担当兼務

4 年別事件件数調

(昭和21年～平成27年)

区分 年別	調 整 事 件				実情調査	個別労働 関係紛争 あつせん	労働相談	不当労働 行 為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あつせん	調 停	仲 裁	計								
昭和21～35	66	11		77	99			28	327		2	3
36	11	2		13	8			3	29		1	1
37	13	4	2	19	11			2	34			
38	16	3		19	20			4	44			1
39	15	3		18	27			5	14			
40	23	5		28	24			4	5	3		1
41	12			12	28			8	24			
42	21			21	36			2	26	1		
43	6			6	31			1	1			2
44	12	3		15	33				12			
45	21	1		22	42			8	11	1		
46	40	3		43	55			6	25			
47	30	3		33	37			4	2			
48	18	1		19	38			5	15			
49	20			20	38			9	18	1	1	
50	23			23	38			6	26		1	
51	19	2		21	37			17	29			
52	8			8	29			1	12		1	
53	9			9	35			3	11			
54	8			8	34			2	11			
55	6			6	31			1	3			
56	12	1		13	39			1	11			
57	12	12		24	35			2	3			
58	11	3	5	19	26			7	7			
59	14	16	1	31	28			5	19			
60	5	1		6	22			2	10			
61	13		1	14	27			1	2			
62	9			9	20				6			1
63	11			11	27			1	4			1
平成元	4			4	23			4	12			
2	9			9	37							
3	11			11	39				5			1
4	3			3	27			1	1			
5	5			5	26			1	7			1
6	5	1		6	20				1			
7	3			3	20				7			
8	1			1	21				1			
9	2			2	23				4			
10	1			1	20			2	4			
11				0	23				4			
12				0	22			1	1			
13				0	25			1	5			2
14	1			1	25	1						
15				0	24	12		3	6			
16	1			1	24	9			1			2
17				0	24	9	30		4			
18	3			3	19	17	43	1	9			
19	2			2	19	19	71		3			
20	1	2		3	20	19	105		1			
21	3			3	19	34	116		3			
22	1			1	14	22	148					
23	1			1	15	23	274	1	4			
24	2	1		3	16	35	286		1			
25	1			1	23	21	167		3			
26	2			2	19	32	240					
27	1			1	22	30	176		2			
計	547	78	9	634	1,564	283	1,656	153	830	6	6	16

5 年別事件処理件数調

(1) 審 査 事 件

区分 年別	不 当 労 働 行 為 事 件																
	取 扱 開 始			審 査 状 況										本 年 申 立 事			
	前 年 か ら の 繰 越	本 年 申 立 て	計	申 立 て の 却 下	申立ての取下げ・和解		全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次 年 へ 繰 越 し	解 雇	不 利 益 処 分	支 配 介 入	
					自 発 的	和 解 関 与											和 解 左 外
昭和 21～36	7	31	38		3	5	10	3	5	3	1	1	31	7	23	4	16
37		2	2	1			1						2	0	1	1	2
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1	3
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3	4
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2	4
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4	7
42	3	2	5			1							1	4	2		1
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1	
44	1		1			1							1	0			
45		8	8			1	3						4	4	1	4	5
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5	2
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1		3
48		5	5										0	5	1	2	4
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7	3
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4	2
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12	15
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1		1
53	9	3	12				8						8	4		2	1
54	4	2	6				3						3	3	1	1	2
55	3	1	4				2						2	2	1		1
56	2	1	3				1						1	2		1	1
57	2	2	4				1						1	3		2	1
58	3	7	10		5								5	5		7	2
59	5	5	10				1						1	9	1	1	5
60	9	2	11				4						4	7			1
61	7	1	8			4							4	4		1	1
62	4		4						2				2	2			
63	2	1	3						2				2	1		1	1
平成 元	1	4	5				1						1	4		2	4
2	4		4										0	4			
3	4		4	1			1		1				3	1			
4	1	1	2										0	2			1
5	2	1	3						1				1	2	1		1
6	2		2				1						1	1			
7	1		1										0	1			
8	1		1										0	1			
9	1		1										0	1			
10	1	2	3		1	1							2	1			
11	1		1										0	1			
12	1	1	2										0	2		1	1
13	2	1	3	1						1			2	1			
14	1		1						1				1	0			
15		3	3						1				1	2		1	1
16	2		2						2				2	0			
17			0										0	0			
18		1	1			1							1	0			
19			0										0	0			
20			0										0	0			
21			0										0	0			
22			0										0	0			
23		1	1			1							1	0			
24			0										0	0			
25			0										0	0			
26			0										0	0			
27			0										0	0			
計	142	153	295	3	16	32	67	4	22	7	1	1	153	142	45	70	96

(昭和21年～平成27年)

件内訳		労働組合資格審査							認定告示				行政訴訟		再審査事件
取扱開始		前年からの繰越	本年申請	計	取下げ・打切り	資格審査		次年へ繰越し	申請	結果		次年へ繰越し	前年からの繰越し	本年提訴	
団交拒否	その他					資格あり	資格なし			認定告示	打切り・その他				
5		1	356	357	18	337	1	1					1	3	4
			34	34	1	33		0					1		
1			44	44	2	41		1							1
		1	14	15	2	12		1							
1		1	5	6	1	4		1	3	3					1
2		1	24	25	6	15		4							
		4	26	30	3	23		4	1	1					
		4	1	5	3	1		1							2
		1	12	13	2	11		0							
			11	11	4	3		4	1			1			
1		4	25	29	6	18		5		1					
		5	2	7	5	2		0							
			15	15		9		6							
3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
4		13	26	39	6	23		10						1	
8	3	10	29	39	6	3		30					1		
1		30	12	42	18	13		11					1	1	
1		11	11	22	10	9		3					2		
2		3	11	14	3	8		3					2		
1		3	3	6	3	1		2							
		2	11	13	1	10		2							
2	1	2	3	5	1			4							
2	1	4	7	11		6		5							
4		5	19	24	1			23							
1		23	10	33	4	8		21							
		21	2	23	17	1		5							
		5	6	11		10		1							1
		1	4	5		4		1							1
1		1	12	13	1	6		6							
		6		6				6							
		6	5	11	1	9		1							1
1		1	1	2				2							
		2	7	9		6		3							1
		3	1	4	2	1		1							
		1	7	8	1	6		1							
		1	1	2		1		1							
		1	4	5		4		1							
2		1	4	5	2	2		1							
		1	4	5		4		1							
		1	1	2		1		1							
1		1	5	6		5		1							2
		1		1		1		0							
2			6	6	1	4		1							
		1	1	2		2		0							2
			4	4		4		0							
1			9	9	7	2		0							
			3	3		3		0							
			1	1		1		0							
			3	3		3		0							
				0				0							
1			4	4	1	3		0							
			1	1		1		0							
			3	3		3		0							
				0				0							
			2	2		2		0							
48	5	189	830	1,019	145	684	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調 整 事 件

(昭和21年～平成27年)

区分 年別	前年からの繰越	本年申請	計	調整状況							解決率 (%)
				解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰越	
昭和 21～46		293	293	175	17	77	23	0	1		65
47		33	33	16	3	10	4				55
48		19	19	9	1	7	2				53
49		20	20	8		6	5			1	57
50	1	23	24	17		4	2			1	81
51	1	21	22	8		11	1			2	42
52	2	8	10	8		1				1	89
53	1	9	10	6		4					60
54		8	8	4		2	1			1	67
55	1	6	7	1	1	5					14
56		13	13	6		7					46
57		24	24	9	2	2				11	69
58	11	19	30	17	4	5	1	3			65
59		31	31	9	4	8	9			1	43
60	1	6	7	3		4					43
61		14	14	8		5	1				62
62		9	9	6		3					67
63		11	11			11					0
平成元		4	4		1	3					0
2		9	9	1		8					11
3		11	11			10	1				0
4		3	3			3					0
5		5	5	2		3					40
6		6	6		1	2	3				0
7		3	3			2				1	0
8	1	1	2			1	1				0
9		2	2			2					0
10		1	1	1							100
11			0								
12			0								
13			0								
14		1	1	1							100
15			0								
16		1	1				1				
17			0								
18		3	3	3							100
19		2	2	1						1	100
20	1	3	4	1			3				100
21		3	3	2						1	100
22	1	1	2	2							100
23		1	1	1							100
24		3	3	2						1	100
25	1	1	2	2							100
26		2	2	2							100
27		1	1	1							100
計		634		332	34	206	58	3	1		58

(注) 解決率＝解決÷(解決＋不調＋打切り)

(3) 個別労働関係紛争あっせん事件

(平成14年～平成27年)

区分 年別	申請件数	終 結 処 理 区 分						解決率 (%)
		解決	取下げ (関与解決)	取下げ	打ち切り	不開始	次年繰越	
平成14	1				1			0
15	12	5	2	1	4			64
16	9	6	1		2			78
17	9	5	1		3			67
18	17	10	1		6			65
19	19	7	3	3	3	3		77
20	19	12		1	3	3		80
21	34	17	3		4	10		83
22	22	11		2	8	1		58
23	23	12	3	4	4			79
24	35	21	4	4	5	1		83
25	21	9	1	6	5			67
26	32	16		5	11			59
27	30	11	3	7	8		1	64
計	283	142	22	33	67	18		71

(注) 解決率＝{解決＋取下げ(関与解決)} ÷ {解決＋取下げ(関与解決)＋打ち切り}

(注) 当該年に新規受付した事件の終結処理区分である。

6 年別地区別事件件数調

(平成12年～平成27年)

事件名	地区名	事件内訳	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	計	
調 整 事 件	東 部	あっせん			1		1			1		3	1			1	1		9	
		調停																	0	
		仲裁																	0	
		計	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3	1	0	0	1	1	0	9	
	中 部	あっせん							1	1								1		3
		調停										2								2
		仲裁																		0
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	5
	西 部	あっせん								2		1			1	2			1	7
		調停														1				1
		仲裁																		0
		計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	3	0	0	1	8
	計	あっせん			1		1		3	2	1	3	1	1	2	1	2	2	1	19
		調停										2				1				3
		仲裁																		0
		計	0	0	1	0	1	0	3	2	3	3	3	1	1	3	1	2	1	22
実 情 調 査	東 部		14	12	11	10	11	11	10	11	12	11	9	10	9	12	11	12	176	
	中 部			2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	3	2	30	
	西 部		8	11	12	12	11	11	8	6	6	6	3	3	5	9	5	8	124	
	計		22	25	25	24	24	24	19	19	20	19	14	15	16	23	19	22	330	
個別 労働 関係 紛争	東 部				5	3	5	3	7	10	16	5	12	14	6	12	8	106		
	中 部				1	1	1	3	3	3	6	5	4	4	3	9	6	49		
	西 部				1	6	5	3	11	9	6	12	12	7	17	12	11	16	128	
	計				1	12	9	9	17	19	19	34	22	23	35	21	32	30	283	
不当 労働 行為 事件	東 部				2			1						1					4	
	中 部			1															1	
	西 部		1			1													2	
	計		1	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7	
行政訴訟事件																			0	
再審査事件				2			2												4	

7 「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」の施行状況（年度別）

（平成27年12月末現在）

年度			平成 14～ 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	計
項目																
個別 労働 関係 紛争 あ っ せ ん	係 属 区 分	新 規 受 付	15	12	5	21	19	27	29	17	30	29	25	32	22	283
		（ 全 国 順 位 ）	（一）	（6位）	（19位）	（1位）	（5位）	（3位）	（7位）	（8位）	（1位）	（1位）	（3位）	（1位）	（一）	
	終 結 区 分	解 決	8	9	4	15	7	18	17	8	20	18	14	15	11	164
		（ 合 意 成 立 ）	（6）	（8）	（3）	（12）	（6）	（18）	（14）	（8）	（16）	（15）	（13）	（15）	（8）	（142）
		（ 関 与 解 決 ）	（2）	（1）	（1）	（3）	（1）	（0）	（3）	（0）	（4）	（3）	（1）	（0）	（3）	（22）
		取 下 げ	1	0	0	0	3	1	0	2	7	4	5	4	6	33
		打 切 り	6	3	1	6	5	1	7	6	3	6	6	13	4	67
		（相手方不参加）	（2）	（0）	（0）	（5）	（3）	（1）	（3）	（0）	（1）	（2）	（5）	（8）	（2）	（32）
		（ そ の 他 ）	（4）	（3）	（1）	（1）	（2）	（0）	（4）	（6）	（2）	（4）	（1）	（5）	（2）	（35）
		不 開 始	0	0	0	0	4	7	5	1	0	1	0	0	0	18
		（相手方不参加）	（0）	（0）	（0）	（0）	（3）	（7）	（3）	（1）	（0）	（1）	（0）	（0）	（0）	（15）
		（ そ の 他 ）	（0）	（0）	（0）	（0）	（1）	（0）	（2）	（0）	（0）	（0）	（0）	（0）	（0）	（3）
	解 決 率 （ % ）		57	75.0	80.0	71.4	58.3	94.7	70.8	57.1	87.0	75.0	70.0	53.6	73.3	71.0
	平 均 処 理 日 数 （ 日 ）		32.0	32.4	21.6	23.8	19.5	37.7	42.8	51.2	43.2	39.6	34.0	29.5	41.3	35.6
	あ っ せ ん 参 加 率 （ % ）		87	100	100	76.2	68.4	70.4	79.3	94.1	96.7	89.7	80.0	75.0	90.9	83.4
労働 相談	相 談 件 数 （ 相 談 回 数 ）				112 (74)	96 (69)	116 (98)	179 (136)	143 (110)	285 (194)	551 (304)	385 (232)	285 (196)	329 (230)	174 (117)	2,655 (1,760)

（注1）当該年度に新規受付した事件により各区分を算出。

（注2）平成27年度については、係属中（1件）を除いた事件により各区分を算出。

（注3）解決率は、解決数 ÷（解決数＋打ち切り数）で計算。

（注4）平均処理日数は、申請書受付日から終結日までの日数で計算。

（注5）あっせん参加率は、被申請者があっせん手続きに参加した割合であり、
 {新規受付数－打ち切り数(相手方不参加)－不開始数(相手方不参加)} ÷ 新規受付数で計算。

8 条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成 17 年 2 月 25 日

鳥取県労働委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号。以下「法」という。)第 26 条第 2 項及び労働組合法施行令(昭和 24 年政令第 231 号)第 26 条の 3 の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第 2 条 労働委員会規則(昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号)第 4 条第 1 項に規定する総会の招集日は、毎月第 2 水曜日及び第 4 水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第 3 条 労働委員会は、法第 27 条の 18 の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第 4 条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の 1 月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第 1 項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (鳥取県労委規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年3月29日

鳥取県条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

(1) 県外の事業所における労働関係に係るもの

(2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの

(3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第52条の5第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援

助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第 25 条第 1 項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの。

(7) 個別労働紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第 6 条第 1 項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(9) 労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの

(10) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第 1 項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第 5 条 知事は、労働関係調整法第 10 条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項のあっせんを、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ 1 人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第 7 条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打ち切り）

第 8 条 あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第 9 条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適用除外)

第10条 この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正(同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。)及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第24号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第69号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

(1) 申請年月日

(2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類

(5) あっせんを求める事項及びその理由

(6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張

(7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名及び職業

(2) あっせん員候補者の経歴

(3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができる。

3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。
- 3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あっせん案の受諾)

第6条 あっせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あっせんの打ち切り)

第7条 あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせンを打ち切ることができる。

- (1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
- (2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。
- (3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。
- 2 あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせンを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

- 2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせンを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成14年3月28日
第875回定例総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

2 規則第2条のあっせん申請書は、様式第1号のとおりとする。

(担当職員)

第3条 会長は、条例第4条第1項に規定するあっせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

(開始及び不開始の通知)

第4条 規則第4条第1項のあっせんの開始の通知は申請者に対しては様式第2号により、被申請者に対しては様式第3号により、同条第3項のあっせんの不開始の通知は様式第4号により行うものとする。

(あっせん員の指名)

第5条 会長は、条例第6条第2項の規定によりあっせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

(調査)

第6条 会長は、あっせんを開始する場合には、原則として、規則第4条第2項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

(あっせんの実施)

第7条 あっせん員は、規則第5条第1項によりあっせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

2 規則第5条第1項のあっせんの期日等の通知は、様式第5号により行うものとする。

(補佐人及び代理人の許可等)

第8条 規則第5条第2項の補佐人の許可及び同条第3項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第6号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第7号のとおりとする。

2 許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

3 あっせん員は、許可をした場合であっても、あっせんに支障があると多数決で認めたときは、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

4 許可及び不許可の通知は様式第8号により、許可の取消しの通知は様式第9号により行うものとする。

(あっせん案の受諾)

第9条 規則第6条のあっせん案を受諾したときの署名又は記名押印は、別記様式第10号によ

り行うものとする。

(あっせんの打ち切り)

第10条 あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第7条第1項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

2 規則第7条第2項のあっせんの打ち切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

(あっせんの取下げ等)

第11条 規則第8条第1項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

2 規則第8条第2項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

(会長への報告)

第12条 規則第9条のあっせんの経過及び結果の報告は、様式第14号により行うものとする。

(総会への報告)

第13条 会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

(知事への報告)

第14条 会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

附 則 (平成14年3月28日 第875回定例総会決定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(補助執行)

第2条 第2条第1項の適用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附 則 (平成14年8月29日 第883回定例総会決定)

この要領は、平成14年8月29日から施行する。

附 則 (平成16年12月9日 第928回定例総会決定)

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日 第1125回定例総会決定)

この要領は、平成25年3月13日から施行する。

[改正内容]

- 1 個人情報保護の観点から、様式第6号〔(補佐人・代理人)許可申請書〕、様式第7号、〔委任状〕、様式第8号〔(補佐人・代理人)の(許可・不許可)通知書〕及び様式第9号〔(補佐人・代理人)の許可の取消通知書〕中にある「住所」を「住所又は所在地」「職業、役職、又は申請者との間柄」に改める。
- 2 様式の表記を他の法令等と同様のものに改める。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を
労働委員会に委任する規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について

労 第 3 3 0 5 号

平成14年3月22日

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志 様

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

平成14年4月1日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務(申請書の受理に関する事務を除く)を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委 任 事 項

「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第4条第1項（あっせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第2項並びに第5条から第8条までの規定による事務

2 補助執行事項

鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務

3 委任開始期日 平成14年4月1日

4 理 由

地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥 労 委 第 1 2 1 号

平成14年3月28日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(回答)

平成14年3月22日付労第3305号で協議のあったこのことについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第200400023551号

平成17年3月28日

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成14年3月28日付鳥労委第121号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行事項

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談

2 補助執行開始期日 平成17年4月1日

3 理 由

労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第200400027937号

平成17年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成17年3月28日付第200400023551号で協議のあったこのことについては、協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター設置要綱

平成 21 年 3 月 25 日

第 1028 回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会（以下「労働委員会」という。）が実施する個別労使紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター（以下「センター」という。）」を設置し、紛争処理制度の一層の周知、利用の促進を図るとともに、機能の充実を図る。

2 所掌事項

センターの所掌事項は、次の事項とする。

- (1) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定によるあっせんに関すること。
- (2) 知事の権限に属する事務の補助執行として行う条例第 3 条の規定による労働関係に関する事項についての相談及び条例第 4 条第 1 項の規定によるあっせんの申請の受理に関すること。
- (3) その他センターの運営・事業に関すること。

3 組織体制

- (1) センターの所掌事項に関する職務は、労働委員会委員及び事務局職員があたる。
- (2) センターに所長を置き、労働委員会会長が務めるものとする。
- (3) 所長は、センターを総理し、センターを代表する。
- (4) センターに事務局及び事務局長を置き、事務局長は、労働委員会事務局長がこれにあたる。
- (5) 事務局長は、所長と協議の上、事務局に必要な職員を置く。

4 報告、協議

センターの運営・事業等については、必要な場合、総会において報告もしくは協議するものとする。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

備 考

(愛称)

- 1 センターの愛称を「労使ネットとっとり」とする。
(平成21年5月27日第1033回総会決定)

【労使ネットの趣旨】

労使間に話合いのためにネット(網)をはり、紛争解決を支援します。

(ロゴマーク)

- 2 センターのロゴマークを別表1のとおりとする。
(平成21年7月22日第1037回総会決定)

別表1



【ロゴマークの趣旨】

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。

公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和(ハートの輪)が生まれる様子をイメージしています。

(労使ネットととりの日)

- 3 労使ネットととりの日を毎年6月10日とする。
(平成24年6月13日第1107回総会決定)

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年4月13日

第633回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

2 幹事会の組織

- (1) 幹事会は、総会において選任された各側1名の幹事をもって組織する。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 幹事の任期は、総会で決定する。

3 職務内容

- (1) 各側の意見を取りまとめ、各側の連絡調整を図ること。
- (2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。
- (3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見を取りまとめること。
- (4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。
- (5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ1の(2)の規定により審問に参加する委員を申し出ること。

4 報 告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成元年4月13日第633回定例総会決定）

この要綱は、平成元年4月13日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成12年3月23日
第844回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和24年8月4日中央労働委員会規則第1号）第5条第5項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側1名の委員をもって組織する小委員会とする。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）条例第9条第2項、第10条、第11条及び第12条に係る決定に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に關することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

4 報 告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成12年3月23日第844回定例総会決定）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和63年9月22日第620回定例総会決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月8日第1083回定例総会決定）

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 8 日
第 1083 回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における個人情報保護に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和 24 年 8 月 4 日中央労働委員会規則第 1 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側 1 名の委員をもって組織する小委員会とする。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年 3 月鳥取県条例第 3 号）第 12 条から第 30 条までの事項に係る審議・決定等に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分に関するについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他個人情報保護についての重要事項に関すること。

4 報 告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成 23 年 6 月 8 日第 1083 回定例総会決定）
この要綱は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年5月11日

第635回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第5条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 鳥取県労働委員会の元委員で、かつ本人が承諾した者
- (3) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ本人が承諾した者
- (4) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)から(3)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(4)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(4)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

7 あっせん員候補者に対する研修の実施等

鳥取県労働委員会及び事務局は、2の(2)及び(3)のあっせん員候補者に各種の研修を実施等するとともに各種の情報提供などを行い、あっせん員として十分な活動が行えるように努めるものとする。

附 則

この内規は、平成元年5月11日から実施し、平成元年3月27日から適用する。

附 則（平成3年3月27日第676回臨時総会決定）

この内規は、平成3年3月27日から実施する。

附 則（平成13年4月12日第861回定例総会決定）

この内規は、平成１３年４月１２日から実施する。

附 則（平成１６年１２月９日第９２８回定例総会決定）

この内規は、平成１７年１月１日から実施する。

附 則（平成１７年３月２８日第９３６回臨時総会決定）

この内規は、平成１７年４月１日から実施する。

附 則（平成２５年４月２４日第１１２８回定例総会決定）

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第5条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第3条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 鳥取県労働委員会の元委員で、かつ本人が承諾した者
- (3) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ本人が承諾した者
- (4) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)から(3)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(4)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(4)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

7 あっせん員候補者に対する研修の実施等

鳥取県労働委員会及び事務局は、2の(2)及び(3)のあっせん員候補者に各種の研修を実施等するとともに各種の情報提供などを行い、あっせん員として十分な活動が行えるように努めるものとする。

附 則（平成14年3月28日第875回定例総会決定）
この内規は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成１７年３月２８日第９３６回臨時総会決定）
この内規は、平成１７年４月１日から実施する。
附 則（平成２５年４月２４日第１１２８回定例総会決定）

不当労働行為審査に関する申合せ

平成17年3月24日
第934回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

1 申立て

- (1) 会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。
- (2) 会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参加する委員の申し出を求める。

2 公益委員の除斥・忌避・回避

- (1) 会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。
ア 同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合
- (3) 会長は、公益委員が法第27条の2第1項又は第27条の3第1項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

3 調査

- (1) 審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。
また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。
- (2) 調査は、答弁書提出期日後すみやかに行うものとする。
- (3) 調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。
ア 審査計画を定めるための事項
（ア）当事者の主張を確認し、争点を整理する。
（イ）争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。
（ウ）証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。
（エ）所要の審問回数を予定する。
イ その他
（ア）和解の可能性を検討する。
（イ）最少限度の補佐人を決めさせる。
（ウ）代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。
- (4) 調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提出させるものとする。
- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画

モデルの作成について」で示された審査計画モデル（Ａ～Ｃタイプ）のうちＢタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Ｂタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。

- （６）審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- （７）審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- （８）審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- （９）審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- （１０）審査計画を変更する必要がある場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

４ 審 問

- （１）審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- （２）審問は、少なくとも月１回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- （３）審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- （４）関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- （５）審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたときを除いて、審問を行うことができる。

５ 宣 誓

- （１）審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- （２）証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- （３）審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

６ 証人等調べ

- （１）証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- （２）審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- （３）主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- （４）審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。
- （５）複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行う。
- （６）１回の審問において、２人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。
- （７）同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

７ 証人等出頭命令

- （１）証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行う

ものとする。

ア 審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合

（２）証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

８ 物件提出命令

（１）物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。

ア 複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合

イ 物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合

（２）物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

９ 審問廷の秩序維持

（１）審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。

（２）審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害すると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不適當であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。

（３）審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。

（４）審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。

（５）傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

１０ 合 議

（１）第１回の合議は、結審後３週間以内に行うよう努める。

（２）第１回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

１１ 和 解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適当と認めたときはいつでも当事者に対し和解を試みることができる。

１２ ７条２号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

１３ 審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあつたときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

鳥取県労働委員会創設70周年記念事業企画委員会設置要綱

平成27年3月25日

第1175回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会創設70周年記念事業企画委員会（以下「企画委員会」という。）は、鳥取県労働委員会が平成28年3月1日に創設70周年を迎えるに当たり、これを記念するための事業について企画立案、審議、調整を行い、もって県民や事業者に対する、鳥取県労働委員会及びその実施している紛争処理サービスの効果的な周知及び利用の促進に資することを目的として設置する。

2 企画委員会の組織

- （1）企画委員会は、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第5条第5項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側1名の委員をもって組織する小委員会とする。
- （2）企画委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- （3）委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、総会の決定により延長することができる。

3 職務内容

- （1）記念事業について企画立案、審議、調整を行うこと。
- （2）記念事業に係る各側の連絡調整を図ること。
- （3）記念事業に係る付議事項の整理、検討を行うこと。

4 報告

委員長は、企画委員会の決定事項及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成27年3月25日第1175回定例総会決定）

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則（平成27年5月13日第1179回臨時総会決定）

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会要綱

1 目的

個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。

このため、これら機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。

2 構成員

(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体とする。

- ①鳥取労働局
- ②鳥取県商工労働部・鳥取県中小企業労働相談所
- ③鳥取県労働委員会
- ④鳥取地方裁判所
- ⑤日本司法支援センター鳥取地方事務所
- ⑥鳥取県弁護士会
- ⑦鳥取県社会保険労務士会

(2) このほか、鳥取県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の参加を求めることができるものとする。

3 事業内容等

(1) 協議会は、原則年1回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。

(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。

- ①各機関・団体に運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況
- ②各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例
- ③紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方

(3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。

- ①構成員が所属する機関・団体の間で連携を図るための必要な資料等の作成
- ②構成員が所属する機関・団体の間の窓口担当者等のための合同研修会の実施
- ③構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施
- ④その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント、協議会実施事項についての広報・PR事業等

(4) 協議会の庶務は、鳥取労働局において行う。

(附 則) この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

9 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

(平成28年1月1日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央労働委員会	105-0011	港区芝公園1-5-32	03-5403-2111
北海道労働委員会	060-8588	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5662
青森県労働委員会	030-0861	青森市長島二丁目1番5号	017-734-9835
岩手県労働委員会	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-6271
宮城県労働委員会	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3782
秋田県労働委員会	010-0951	秋田市山王4-1-2	018-860-3282
山形県労働委員会	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2792
福島県労働委員会	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館4階	024-521-7594
茨城県労働委員会	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-5563
栃木県労働委員会	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3334
群馬県労働委員会	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2783
埼玉県労働委員会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-6452
千葉県労働委員会	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-3735
東京都労働委員会	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6977
神奈川県労働委員会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7階	045-633-6110
新潟県労働委員会	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5543
山梨県労働委員会	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1826
長野県労働委員会	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7468
静岡県労働委員会	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2282
富山県労働委員会	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館5階	076-444-2172
石川県労働委員会	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1881
福井県労働委員会	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8792
愛知県労働委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6832
三重県労働委員会	514-0004	津市栄町1-954	059-224-3033
滋賀県労働委員会	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-4473
京都府労働委員会	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2	075-414-5732
大阪府労働委員会	540-0031	大阪市中央区北浜東3-14 大阪府立労働センター8階	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3815
奈良県労働委員会	630-8113	奈良市法蓮町757	0742-20-4431
和歌山県労働委員会	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3781
鳥取県労働委員会	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7560
島根県労働委員会	690-8501	松江市殿町8	0852-22-5450
岡山県労働委員会	700-8570	岡山市北区内山下2-5-7	086-226-7563
広島県労働委員会	730-8511	広島市中区基町9-42	082-228-2895
山口県労働委員会	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-4440
徳島県労働委員会	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3231
香川県労働委員会	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3721
愛媛県労働委員会	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2990
高知県労働委員会	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4645
福岡県労働委員会	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3979
佐賀県労働委員会	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7242
長崎県労働委員会	850-0861	長崎市江戸町6-5 江戸町センタービル3階	095-822-2398
熊本県労働委員会	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2753
大分県労働委員会	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-5241
宮崎県労働委員会	880-8501	宮崎市橋通東1-9-10	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
沖縄県労働委員会	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2551